広島県中学校教育研究会数学部会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会数学部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 数学教育の研究会、講習会及び授業研究の開催
 - (2) 数学教育に関する研究調査及び研究物の発行
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内の中学校の教職員で構成する。

(入 会)

第5条 会員になろうとするものは、支部長を通じて部会長に申し出る。

第2章 役員及びその職務

(構 成)

第6条 本会には、本部、支部及び本部事務局を置く。

(本部役員)

- 第7条 本部には、次の役員を置く。
 - (1) 部会長 1人
 - (2) 副部会長 3人
 - (3) 監査 2人以内
- 2 本部役員は、支部長会で選出する。
- 3 本部役員は、原則として校長の職である者でなければならない。

(支部役員)

- 第8条 支部には次の支部役員を置く。
 - (1) 支部長 各支部1人
 - (2) 理事 各支部1人
- 2 支部長及び理事は、各支部ごとに会員より選出される。
- 3 支部は、郡市単位にもうける。会員はいずれかの支部に属するものとする。

(本部事務局)

- 第9条 本部事務局は、事務局長1人、書記5人程度及び会計1人で構成される。
- 2 本部事務局員は、部会長が委嘱する。
- 3 本部事務局は、部会長が会務を統括するのに便利な学校に置く。

(本部役員の職務)

- 第10条 本部役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。また、各支部間の活動の調整及び交流にあたる。
 - (3) 監査は、会計を監査する。
- 2 部会長は、本部の運営について協議が必要な場合は、役員会を招集する。

(支部役員の職務)

- 第11条 支部役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 支部長は、支部の会務を統括し処理する。
 - (2) 支部長会は、部会長がこれを招集し、次のことを審議する。
 - ア 会則の改正案
 - イ 部会長、副部会長、監査の選出
 - ウ 予算、決算の承認
 - エ 年間活動計画
 - オ 会員の入会と除名及び表彰
 - カ その他必要と認められる重要事項
 - (3) 理事は、支部長を補佐し、支部長に事故があった場合、後任の選出まで代行する。

(本部事務局の職務)

- 第12条 本部事務局の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 事務局長は、部会長を補佐し、事務局を掌る。
 - (2) 書記は、本務事務を処理する。
 - (3) 会計は、会計を掌る。

(役員及び事務局員の任期)

- 第13条 役員及び事務局員の任期は1年とする。ただし、欠員または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 2 役員及び事務局員は、再任されることができる。
- 3 役員及び事務局員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第3章 推進員及び総会

(推進員会)

- 第14条 本会には、次の推進員会を置く。
 - (1) 理事・研究推進員会

(研究推進員)

- 第15条 研究推進員は、数学教育における研究活動を推進し、研修を深め、教育関係者の実践交流を深めるとともに、本会の研究活動の成果をまとめ、研修の啓発に努めるものとする。
- 2 研究推進員は、支部長の推薦を受け、部会長が委嘱する。
- 3 理事・研究推進員会は、部会長が招集し、次の事項を協議する。
- (1) 教材研究、調査研究
- (2) 実践交流と研修
- (3) 支部長会の決議事項の運営
- (4) その他必要と認められる事項

(総 会)

- 第16条 本会は、年1回総会を開くことを原則とする。また、必要と認めるとき、部会長が招集し、臨時総会を開くことができる。総会において次のことを行う。
 - (1) 授業研究、研究発表
 - (2) 講演会、研究講座
 - (3) 会務報告、活動内容の協議
 - (4) その他数学教育振興に資する行事

第4章 会計

(会 計)

- 第17条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。
- 1 会費の額は、支部長会において定める。
- 2 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補則

(表 彰)

第18条 退職する会員に対し、長年の労をねぎらい、その功績を称え感謝状を贈呈する。ただし、県下で10年以上中学校数学教育に精励したことを基準とする。

(除 名)

第19条 会員が教育研究会及び数学部会の目的に反する行為を行った場合、支部長会の3分の2以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第20条 この会則の改正は、支部長会の3分の2以上の同意及び広島県教育委員会の 承認を得なければならない。

(運営事項)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。
 - 附記 1 本会は、小学校・中学校・高等学校・大学の数学教育会と連携を密に するため広島県数学教育会に必要な役員を派遣する。
 - 2 この会則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 3 この会則は、平成17年4月1日に改正し、施行する。
 - 4 この会則は、平成22年4月1日に改正し、施行する。
 - 5 この会則は、平成29年4月1日に改正し、施行する。